

令和6年度指定管理者監査結果報告

1 監査の期間 令和6年11月7日（木）

2 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理者
及び所管課

公の施設名	団体名	所管課
石川町共同福祉施設	石川町商工会	企画商工課

3 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度における指定管理に係る出納、その他の事務の執行
について監査を実施した。

4 監査の方法

施設の管理に関する事項について指定管理者及び所管課職員より説明を聴取
したほか、関係諸帳簿等書類の確認、照合並びに現地検査を行って実施した。

5 監査の結果

監査の範囲とした施設の管理については、概ね適正に行われているものと認め
られたが、以下のとおり事務処理等の一部に改善を要するものが見受けられた。

- （1） 指定管理料は、前年度の業務内容や繰越金の状況を踏まえ、町と十分な協議を行い、当該年度協定書に定められたい。
- （2） 基本協定書第2条の規定に基づき、地域と密着した商工会の強みを活かし、施設をより有効に活用した事業を行うなどし、施設利用者数の増加に努められたい。
- （3） 施設の状況については、日頃より確認を行い、修繕が必要だと思われる箇所が見つかった場合は、速やかに町と協議を行い、最小限の経費で済むように手当を進められたい。